

令和2年12月10日

家畜共済（死亡廃用共済）の期末調整によって発生する共済掛金及び共済金の
差額の税務上の取扱いについて

家畜共済（死亡廃用共済）の期末調整によって発生する共済掛金及び共済金の差額の所得
税法上の取扱いについて、農林水産省と国税庁課税部の協議により下記のとおりとなりま
したのでお知らせいたします。

記

1 期末調整によって発生する共済掛金の差額について

期末調整によって発生する共済掛金の返還額又は支払額は、農業共済組合等から期末
調整に係る共済掛金の通知が発出された年分（事業年度分）の総収入金額（益金）又は必
要経費（損金）にそれぞれ計上する。

2 期末調整によって発生する共済金の差額について

期末調整によって発生する共済金の返還額又は支払額は、原則として死廃事故の発生
した年分（事業年度分）において処理するものであるが、加入者の事業規模からみてその
金額が多額であると認められない場合には、農業共済組合等から期末調整に係る共済金
の通知が発出された年分（事業年度分）の総収入金額（益金）又は必要経費（損金）にそ
れぞれ継続して計上しても差し支えないものとする。